

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務題目

政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築

#### (2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

#### (3) 委託業務実施期間

契約締結日から 令和3年3月19日

#### (4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和2年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

### 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係 委託事業担当

電話 03-3581-2391 内線 7429

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和2年 7月 2日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和2年 7月21日 12時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(5) 技術審査の日時及び場所

令和2年 8月 5日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(6) 開札の日時及び場所

令和2年 8月25日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和2年 6月24日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

磯谷 桂介

## 仕 様 書

### 1. 委託業務題目

政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築

### 2. 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）では、文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」推進事業の一環として、政府の科学技術政策の実施状況の把握や評価の基礎となるデータ・情報基盤を充実させるために、政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築を推進している。

本委託業務は、これまで構築してきた政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤を継続的・発展的に構築し、公開することを目的とする。

### 3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の（１）～（５）の業務を実施し、成果物を当研究所に提出する。受託者は、業務の実施にあたって、当研究所担当職員と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗報告等を行う。

また、受託者は業務内容について不明な点が生じた場合や、データ処理手法や調査内容等についての判断が必要な場合には、当研究所担当職員の指示を仰ぐ。

#### （１） 政府の科学技術関係予算に関するデータの相互の関連付け

政府の研究開発資金配分の全貌を知るために、公開されている 3 種類のデータセットを相互に補完して網羅性・整合性の高いデータに発展させる。対象とする 3 種類のデータセットとこれらを接続したデータについて以下、詳細に定義する。

#### ① 政府の科学技術関係予算

内閣府は、各府省の「行政事業レビューシート」に基づいて、政府の科学技術関係予算に関するデータを取りまとめている。（以下、「政府の科学技術関係予算」という。）

「政府の科学技術関係予算」は、平成 21（2009）年度から平成 31（2019）年度、及び令和 2（2020）年度の当初予算案及び補正予算について以下の通り、公開されている。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/index2.html>

#### ② 把握された配分予算

内閣府は、独立行政法人等の研究開発資金配分活動に関するデータを公開している。これを「把握された配分予算」という。

平成 16～22（2004～2010）年度の「把握された配分予算」は、「独立行政法人、国立

大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめ」として、内閣府から以下の通り、公開されている。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/trimatome.html>

平成 25～27（2013～2015）年度、及び、平成 29（2017）年度の「把握された配分予算」は、「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」として、内閣府から以下の通り、公開されている。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/index.html>

### ③ 公開ファンディングデータ

各府省や政府の研究開発資金配分機関等より、web サイト等において、公募型の研究開発推進事業（事業、プロジェクト、研究開発課題・テーマ等）の情報が公開されている。以下、これを「公開ファンディングデータ」という。

### ④ 整備済みの接続データ

当研究所では、この②「把握された配分予算」の平成 16～22（2004～2010）年度及び平成 25～27（2013～2015）年度に記載されているすべての制度について、①「政府の科学技術関係予算」の事業と相互に補完して、基盤的経費とプロジェクト予算の分類などを付与したデータセットとして接続した。また、両データをさらに補完するデータとして、③「公開ファンディングデータ」の関連データを接続した。以下、これを「整備済みの接続データ」という。

①から④で定義したデータセットのうち、以下のデータの整備・構築を行う。

#### ア. 新規データの追加

上記①「政府の科学技術関係予算」、②「把握された配分予算」、③「公開ファンディングデータ」について、2020年12月31日までに公開されたデータを新たに整備するとともに、これらのデータを相互に接続し、その接続データを④「整備済みの接続データ」に追加すること。

#### イ. 行政事業概要図の作成

- a. 政府の科学技術関係予算の体系的な分析が可能となるように、行政事業概要を分かりやすく理解できる行政事業概要図を作成すること。
- b. 行政事業概要図は、関連度の高い事業が近傍に系統的、時系列に配置されていること。
- c. 行政事業概要図は、注目する事業に簡単な操作により容易に到達できること。

#### (2) 白書検索のデータの追加と機能の拡張

当研究所から以下の URL で公開している「科学技術白書検索／関連データ」の中に、「科学技術白書検索」がある。これを「既存の白書検索」という。

<https://www.nistep.go.jp/research-scisip-whitepaper-search>

#### ア．2020 年度の追加・公開

既存の白書検索の検索データの範囲は、昭和 33 年版から令和元年版であるが、これに 2020（令和 2）年に公開された令和 2 年版を追加し、公開すること。

#### イ．検索対象の拡張

既存の白書検索では、画像形式の図表の内容についてはテキスト情報でないために検索できないものがある。これらを検索できるように、画像形式の図表を機械可読にし、そのデータを加えて検索対象を拡張すること。また、付属資料等も加えて検索対象を拡張すること。拡張する検索対象の白書の年版は可能な限り過去にさかのぼることとするが、詳細については当研究所担当職員の指示を仰ぐこと。

#### ウ．索引語句による検証

科学技術白書の索引は平成 17（2005）年版以降の科学技術白書に掲載されているが、イで実施した検索対象の拡張により、この索引に記載されている語句が検索できることを検証すること。

### （3）基本政策系列における文書検索システムの構築と公開

当研究所から以下の URL で公開している「科学技術白書検索／関連データ」の中に、「NISTEP 基本政策系列データベース」がある。

<https://www.nistep.go.jp/research-scisip-whitepaper-search>

この NISTEP 基本政策系列データベースは、科学技術基本計画（以下、「基本計画」という。）とその前身と位置付けられる科学技術会議の答申（以下、「答申」という。）、及び科学技術イノベーション総合戦略、統合イノベーション戦略（この両者を以下、「戦略」という。）について、カテゴリー別の変遷をまとめたものである。

NISTEP 基本政策系列データベースに含まれる基本計画、戦略については公開データへの外部リンクが張られている。一方、答申については公開情報からのデータの入手が困難であるため、本 NISTEP 基本政策系列データベース内にデータを保持している。

この NISTEP 基本政策系列データベースについて、以下の文書検索システムの構築を行う。

#### ア．文書検索システムの対象

NISTEP 基本政策系列のデータベースに、令和 2（2020）年 6 月頃公開が予定されている「統合イノベーション戦略 2020」のデータ、さらに、平成 7（1995）年に制定された「科

学技術基本法」、令和 2（2020）年に制定された、改正科学技術基本法となる「科学技術・イノベーション基本法」、平成 20（2008）年に制定された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（以下、「研究開発力強化法」という。）、平成 30 年（2018 年）に制定された、改正研究開発力強化法となる「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（以下、「イノベーション活性化法」という。）、及び令和 2（2020）年に制定された改正イノベーション活性化法を追加し、これらを本委託業務で扱う基本政策系列とする。本委託業務で扱う基本政策系列は以下の 24 件である。

- ・ 答申（1 号、5 号、6 号、11 号、12 号、18 号）：6 件
- ・ 科学技術基本法：1 件
- ・ 科学技術・イノベーション基本法：1 件
- ・ 研究開発力強化法：1 件
- ・ イノベーション活性化法及び令和 2 年改正イノベーション活性化法：2 件
- ・ 基本計画（第 1 期～第 5 期）：5 件
- ・ 科学技術イノベーション総合戦略（2013 年～17 年）：5 件
- ・ 統合イノベーション戦略（2018 年～20 年）：3 件

答申の号数、基本計画の期、戦略の年度などを「年度等」と呼ぶことにする。

各基本政策系列の各年度のテキストは、階層構造と捉えることができ、その階層構造において検出対象とする基本的な単位を「単位テキスト」と呼ぶことにする。

#### イ. 検索画面の構成

a. 検索画面には、検索の対象範囲を指定する欄を設け、基本政策系列の名称、年度等の範囲の指定を行うことができるようにすること。

b. 検索については、指定した範囲の全文を対象とし、投入した語句の一部を含むものを検索する「部分一致検索」の欄に加えて、投入した語句や文章に関連する語を含めて検索する「あいまい検索」の欄を設けること。

#### ウ. 部分一致検索の機能

a. 基本政策系列の検索可能な全テキストを対象として、投入された語句の検索ができること。

b. 複数の語句の AND と OR を組み合わせた検索ができること。

c. 基本政策系列の名称、年度等の検索範囲を指定した検索ができること。

d. 検索結果を検索結果表に表示できること。

#### エ. あいまい検索の機能

a. 検索語として投入された語句や文章に基づいて、それに関連する検索語をシステム内

部で生成し、その検索語について検索する「あいまい検索」ができること。

- b. 基本政策系列名称、年度等の検索範囲を指定した上で「あいまい検索」ができること。
- c. 検索結果を検索結果表に表示できること。また、それぞれの検索結果について、投入した語句・文章と検索された文章の関連度を計算して表示すること。

#### オ. 検索結果表の表示形式

- a. 検索結果表は、基本政策系列の名称、年度等、各基本政策系列の構成、内容の抜粋などの抽出結果を表形式で表示したものとす。あいまい検索の結果については、これに「関連度」の項目を追加すること。
- b. 内容の抜粋は、検索でヒットした「単位テキスト」の中で検索語の前後 100 文字を表示するなど、表示に要する時間が短く、機械的に容易に対応できる手段で表示すること。
- c. 検索語をハイライトで表示すること。

#### カ. 検索結果表において可能な操作

- a. 関連度、基本政策系列の名称、年度等でソートできること。
- b. 関連度、基本政策系列の名称、年度等で絞り込みができること。
- c. 絞り込みなどの操作で変更した後の抽出結果表の各項目について、その詳細内容を表示する詳細内容表に移ることができること。

#### キ. 詳細内容表の表示形式

詳細内容表は、検索結果表の表示のうち、内容の抜粋以外（基本政策系列の名称、年度等、構成など）を再表示した上で、内容の抜粋の代わりに詳細内容を表示すること。

#### ク. 検索結果表において可能な操作

新たに検索したい語句を設定し、その語句を各項目の詳細内容においてハイライトで明示的に記すこと。

#### ケ. キーワード出現回数分析の実装

- a. 指定した語句（キーワード）の出現頻度を基本政策系列の名称、年度等の範囲を指定して、グラフ形式で表示する機能を実装すること。
- b. 表示の根拠となるデータを表形式でダウンロードできること。

#### コ. 関連文書時系列分析の実装

- a. 単位テキストの類似性等を考慮して関連文書の時間的な推移をみるができるようにすること。
- b. 基本政策系列の名称、年度等の範囲を指定して表示できること。

- c. 単位テキストを表す名称を表示すること。
- d. 表示の根拠となるデータを表形式でダウンロードできること。

#### サ. キーワードマップの実装

- a. 指定した語句（キーワード）に関連する語句を頻度等の統計情報を考慮して重要度を算出し、複数の関連語句を重要度の高いものから文字の大きさ等を変化させて表示する機能を実装すること。
- b. 基本政策系列の名称、年度等の範囲を指定して表示できること。
- c. 表示の根拠となる頻度、重要度、を含むデータを表形式でダウンロードできること。

#### シ. データの公開

- a. データ部分と機能部分を含むデータベースシステムを「基本政策系列検索（仮）」として公開すること。
- b. 公開に際して、当研究所の要請に従い、使用方法を示すマニュアル等を準備すること。

#### （４）デルファイ調査検索等の確認

デルファイ調査検索等の既に公開したデータベースシステムについて、当研究所担当職員の指示に従い、以下の a、b を実施すること。

- a. デルファイ調査検索における特定の調査回の特定の項目について、当研究所担当職員が提供するデータに入れ替えること。
- b. デルファイ調査検索においてキーワードマップの機能を実装すること。

すなわち、

・指定した語句（キーワード）に関連する語句を頻度等の統計情報を考慮して重要度を算出し、複数の関連語句を重要度の高いものから文字の大きさ等を変化させて表示する機能を実装すること。

- ・調査回、分野等の範囲を指定して表示できること。
- ・表示の根拠となる頻度、重要度、を含むデータを表形式でダウンロードできること。

#### （５）報告書の取りまとめ

上記（１）で収集したデータ、データの接続状況、接続した根拠となるエビデンスなどを記載し、また、（１）～（４）で作成した集計・可視化ツール、作成した検索システムの機能について、報告書として取りまとめること。

#### ４. 委託業務実施期間

契約日から令和３年３月１９日（金）

## 5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において〔電子媒体及び紙媒体〕としたものは電子媒体及び紙媒体（各1部）を提出すること。

成果物は「3. 委託業務の内容」に基づき以下のものを含む。

### (1) 政府の科学技術関係予算に関するデータの相互の関連付けとデータの公開

- ・データセット①、②、③、④として収集したデータ

〔電子媒体〕

- ・データセット①、②、③を相互に接続し、④を改訂したデータ

〔電子媒体〕

- ・データセット①、②、③の接続のエビデンスとなるデータ

〔電子媒体〕

- ・集計・可視化した結果データ

〔電子媒体及び紙媒体〕

### (2) 白書検索のデータの追加と機能の拡張

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム

〔電子媒体〕

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート

〔電子媒体及び紙媒体〕

### (3) 基本政策系列における文書検索システムの構築と公開

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム

〔電子媒体〕

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート

〔電子媒体及び紙媒体〕

### (4) デルファイ調査検索等の確認

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム

〔電子媒体〕

- ・作業内容報告書

〔電子媒体及び紙媒体〕

### (5) 本委託業務全体についての成果報告書

〔電子媒体及び紙媒体〕

## 6. 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う物品

受託者は、受託業務遂行以外には使用しないことを条件に以下の貸与を受けることができる。

- (1) 整備済みの接続データ
- (2) 既存の白書検索システム
- (3) 既存のデルファイ調査検索システム
- (4) デルファイ調査検索等の確認に必要なデータ

8. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

# 総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

## 1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

## 2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

## 3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

## 4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

## 「政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築」

評価項目及び得点配分基準（\*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	審査基準	
		基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の対象選定・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	10
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	3
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	3
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。	/	3
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。） ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	5
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

「政府の研究開発資金配分と科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築」加付付与基準

加付評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加付を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階3		3	
・ プラチナえるぼし認定企業		5	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加付する。			